

令和2年12月25日

会員企業の皆様へ

公益社団法人足立法人会
会長 原田 尚子

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の呼び掛けについて

平素から、マイナンバーカードの取得促進に向けた取組みに対し、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

法人会では、これまでもマイナンバーカードの取得促進の呼び掛けについてお願いしていたところですが、改めて、国税庁からマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の呼び掛けの依頼がありました。

マイナンバーカードは、令和2年9月に開始されたマイナポイントによる消費活性化策や令和3年3月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用、また、各種証明書のコンビニでの取得や、e-Tax による確定申告での利用、更には今後、運転免許証との一体化も検討されている等、大きなメリットがあるカードです。

つきましては、下記のとおり、貴社の従業員に対して、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の呼び掛けを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 広報素材を活用した周知・広報

内閣官房等が作成する広報素材（リーフレット、ポスター、チラシ及び説明動画）を国税庁ホームページ内の「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞について」（URL：<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/jyoho/index.htm>）に掲載しておりますので、貴社のイントラネット等に上記URLを掲載するなどして、マイナンバーカードの取得方法や利活用方法、安全性などについて、従業員の皆様へ周知いただくよう、お願いいたします。

【広報素材】

○リーフレット

- ・マイナンバーカードでつかってみよう！マイナポータル
- ・利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！
- ・マイナンバーカードで上限5000円分のマイナポイントがもらえる！
- ・マイナポイント25%もらえる！マイナンバーカードの申請はお早めに！

・2021年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります！

- ・つくってみよう！マイナンバーカード
- ・持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性
- ・こんなときあってよかった！マイナンバーカード
- ・マイナンバーとマイナンバーカード この2つの違いは？

○ポスター

- ・これからは手放せない！マイナンバーカード

○チラシ（外部サイトへのリンク先）

- ・メリットいっぱいマイナンバーカード

○説明動画（外部サイトへのリンク先）

- ・メリットいっぱいマイナンバーカード

2 確定申告におけるマイナンバーカードの利活用

国税庁においては、マイナンバーカードを利用した納税者の利便性向上施策に取り組んでいるところ、令和3年1月からは、マイナンバーカードを利用したスマホ申告がより利用しやすく改善され、また、生命保険料控除証明書等をマイナポータル経由で一括取得でき、確定申告書に自動入力すること（マイナポータル連携）が可能となります。

この取組については、国税庁ホームページ内の「国税庁ホームページでの申告書作成・e-Tax送信がますます便利に！」（URL：https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r2_smart_shinkoku/index.htm）に掲載しておりますので、従業員の皆様へ周知いただくよう、お願いいたします。

3 マイナンバーカード取得促進の取組実績の情報提供

マイナンバーカード取得促進に向けた独自の取組を実施された場合には、積極的に情報提供いただくよう、お願いいたします。

なお、別添の企業におけるマイナンバーカード取得促進の取組事例について、取組の参考としてください。

4 その他

令和2年度中にQRコード付きのカード交付申請書がカード未取得者に送付される予定であり、QRコードを用いたオンライン申請を推奨されていますので、従業員の皆様へ周知いただくよう、お願いいたします。

また、一部の市区町村においては、カードの交付申請について、企業・団体等に出張し、一括して申請受付を行う方式を実施していますので、御興味がある場合には市区町村のマイナンバーカード担当課に相談いただくよう、お願いいたします。

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。